

ジンジャー給与、産休・育休期間中の従業員の社会保険料を自動免除できる機能を実装— —手作業による誤計算を防ぎ、より正確で効率的な給与計算業務を実現—

クラウド型人事労務システム「ジンジャー」を提供しているjinjer株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長 CEO：富永 健）は、「ジンジャー給与」にて、産休・育休期間中の従業員の社会保険料を自動免除できる機能を実装したことをお知らせします。



新機能概要

産休・育休を取得している期間は、一定の条件を満たすことで社会保険料の免除を受けることができます(※)。しかし人事担当者にとっては、免除される対象者を従業員ごとに都度確認しなければならないため、誤計算や控除漏れ等のミスが発生しやすい業務のひとつとなっています。

本機能実装により、「ジンジャー」の人事データベース上に登録された休職情報をもとに、社会保険料の免除対象者を自動で抽出し、休職者ごとに免除の設定を行うことが可能となりました。

さらに、休職期間が数ヶ月にわたる場合でも、休職開始月以降の免除設定を自動で引き継ぎ、復職のタイミングに応じて社会保険料の再徴収が行えるようになります。これにより、産休・育休中の従業員に対する社会保険料の誤計算や控除漏れを防ぎ、より正確で効率的な給与計算業務を実現します。

※参照：日本年金機構「[従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）が産前産後休業を取得したときの手続き](#)」

月次計算

STEP 1 計算対象者追加 2 税/社保更新 3 勤怠データ登録 4 ジンジャー勤怠連携設定 5 計算処理

処理月 2025年05月 ☐ 締め処理が未完了の人のみ表示する

税/社保更新 休職者一覧

健康保険年徴収区分の設定 1 社会保険料の計算 休職区分 休職開始年月日

☒ 翌月徴収 ☐ 当月徴収 ☒ 計算する ☐ 計算しない 育児休業 yyyy/mm/dd ~ 2025/05/31

アラート 休職終了年月日

未選択 yyyy/mm/dd ~ yyyy/mm/dd

絞り込み件数: 1/1件 表示件数 50件 検索

氏名/社員番号	休職区分	休職開始年月日	休職終了年月日	休職終了予定年月日	徴収月	社会保険料の計算	アラート
神田 太郎 0	育児休業	2025/02/01	2025/05/31	2025/05/31	翌月徴収	計算する	

社保計算の有無更新 次へ

「ジンジャー給与」とは

ジンジャー給与は、ミスなくスムーズな給与計算を実現する給与計算システムです。給与の自動計算はもちろん、従業員の人事情報や勤怠情報と自動で連携でき、給与に関わる情報の確認作業を正確な情報連携、給与計算によって大幅に削減します。

▶「ジンジャー給与」サービスサイト：<https://hcm-jinjer.com/payroll/>

クラウド型人事労務システム「ジンジャー」について

ジンジャーは、「正しい人事データ」を収集・管理・活用できる人事労務システムです。

人事労務、勤怠管理、給与計算、人事評価、eラーニング、データ分析など、人事業務を幅広くカバーするアプリケーションと、そのすべてと連動する柔軟な統合型データベースを持つジンジャーだからこそ、人事データを単なる記録ではなく、組織の成長を支える資産として活用することを可能にします。

ジンジャーは、企業の「正しい人事データ」を構築し、人事労務業務の効率化を実現すること、そして組織の意思決定の質とスピードを向上することを支援します。

正しい人事データで、組織の"勘"を"確信"に変える。

クラウド型人事労務システム「ジンジャー」

<https://hcm-jinjer.com/>

会社概要

会社名 : jinjer株式会社

所在地 : 東京都新宿区西新宿 6-11-3 WeWork Dタワー西新宿

代表者 : 代表取締役社長 CEO 富永 健

URL : <https://jinjer.co.jp/>

jinjer株式会社のプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/89626